

(議会広報の充実)

第26条 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、独自の視点から分かりやすく情報を発信し、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めます。

(解説)

本条は、様々な情報伝達媒体を活用して、独自の視点から分かりやすく情報を発信し、多くの市民に議会と市政に関心を持ってもらえるように広報活動に力を入れることを述べています。

具体的な議会の広報活動としては、例えば、第24条の議会報告会もその一環となります。また、議会広報紙の作成、議会ホームページの更新、各種SNSの活用などの取組も行っています。

議会独自の視点を取り入れる工夫としては、議案に対する賛否を示したり、一般質問への意気込みや内容やその後の評価を発信したり、積極的に傍聴の機会を提供したりしながら広報活動を行っています。

